

◆ 支給型補助金制度について（令和3年度入学生実績）

※入学後の申請となります

▶▶ 多くの生徒が受給している二つの制度（返還不要）

- （国）就学支援金 *本校では、約7割の生徒が受給しています。
- （愛知県）授業料軽減補助・入学納付金減免補助 *本校では、約6割の生徒が受給しています。
（就学支援金と両方受給できます）

- ①保護者の所得が下記の基準に該当する場合は、上記の各補助金について、申請によって補助が受けられます。
- ②愛知県の補助金については、愛知県内に在住される方のみ申請することができます。
他県に在住の方は、就学支援金のための申請となります。

《参考》所得基準、補助金支給額および実質負担額

※令和3年度実績

所得基準	授業料関連補助	入学金関連補助	実質負担額 (入学金・授業料)
	(国)就学支援金 + (愛知県)授業料軽減補助	(愛知県) 入学納付金減免補助	
世帯年収約720万円未満 計算結果(※1)が212,700円未満	〔支給額〕 33,000円	〔支給額〕 200,000円	入学金 0円 授業料 月額 0円
世帯年収約840万円未満 計算結果が270,300円未満	〔支給額〕 17,600円	〔支給額〕 100,000円	入学金 100,000円 授業料 月額 15,400円
世帯年収約910万円未満 計算結果が304,200円未満	就労支援金のみ 〔支給額〕 9,900円	〔支給額〕 0円	入学金 200,000円 授業料 月額 23,100円
上記に当てはまらない場合 (全額自己負担)	〔支給額〕 0円	〔支給額〕 0円	入学金 200,000円 授業料 月額 33,000円

※1「計算結果」とは、「地方税の課税所得（課税標準額）×0.06-調整控除額」の計算結果のことをいう。

政令指定都市（名古屋市等）に納税している場合、調整控除額に3/4を乗じる。

※支給方法：授業料・入学金ともに一旦全額を納めていただいた後、還付の形で支給されます。

（例）入学金：入学年度の7月末日に還付

授業料：3ヶ月毎にまとめて還付→4・5・6月分を7月末日に還付

▶▶ 私立高等学校等奨学給付金支給費（返還不要） *他県でも同制度あり

《対象者》

- ・保護者が県内に在住
- ・非課税世帯

《支給額（年1回）》

- ・生活保護（生業扶助）世帯 52,600円（高校生1人当たり）
- ・非課税世帯 高校生1人 129,600円 高校生2人目以降 150,000円/人